

# マイナンバーカードの保険証利用について

令和5年9月1日よりマイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」の運用を行っています。

## マイナンバーカードでできること

- 健康保険証(マイナ保険証)としての利用
- 薬剤情報・特定健診情報の閲覧

提示の有無により、支払い負担額が変わることがあります。

## 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

(初診)マイナ保険証を利用しない場合	6点
(初診)マイナ保険証を利用する場合	2点
(再診)マイナ保険証を利用しない場合	2点
(再診)マイナ保険証を利用する場合	0点

「マイナ保険証」は毎回提示して下さい  
(健康保険法施行規則第53条等)

カードリーダーは総合受付に設置してあります。

顔認証か暗証番号でのご利用が可能です。

受付終了後、窓口職員までお声掛け下さい。